

【受託病理解剖実施要綱】

(趣旨)

第 1 条 大阪公立大学医学部附属病院(以下、「当院」という)において受託する病理解剖は、死体解剖保存法に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。(受託の基準)

第 2 条 受託病理解剖は本来の当院における業務に支障を生じるおそれがなく、かつ、以下の条件のいずれかに相当するものを受けすることができる。

1. 当院の研修協力病院であり、依頼時に当院初期臨床研修医が在籍している。
2. 当院の内科専門研修連携施設であり、依頼時に大阪公立大学内科系診療科に専攻医が在籍している。
3. 当該年度に公立大学法人大阪と病理解剖に関する事業受託契約を締結していること。

(受託手続)

第 3 条 病理解剖を依頼する場合には、剖検依頼書を当院病院長に提出しなければならない。(別紙 1)

第 4 条 病理解剖に関わる以下の事項を依頼者の責任で行わなければならない。

1. ご遺族への病理解剖の説明(当院で行うことを含めること)
2. ご遺族からの病理解剖の承諾の取得(別紙 2)、もしくは医師 2 名による証明書(別紙 3)
3. その他、当院が定める病理解剖に関する諸手続き

(病理解剖終了後から病理解剖診断書の送付まで)

第 5 条 病理解剖から約 1 週間後、当院でのマクロカンファレンスに出席すること。

第 6 条 病理解剖日から概ね 3 か月後に当院内で臨床病理検討会(以下 CPC)を開催し、その後病理解剖診断報告書を依頼者に送付するものとする。尚、依頼元で CPC を開催する場合は、当院内開催の後とし、別途契約を要する。

(病理解剖料金)

第 6 条 依頼者は、病理解剖診断報告受領後、公立大学法人大阪からの請求に基づき病理解剖委託料(一体につき 250,000 円(税抜き)を直ちに公立大学法人大阪に納付しなければならない。